

令和8年度 障害者社会参加促進事業 「うわじまアクションサポート助成」の募集について

本助成は、「佐々木福祉振興基金」を活用し、障がいがある方の社会参加を促進することを目的として、関係団体が実施する活動を支援するものです。



佐々木福祉振興基金とは？

故 佐々木重太郎氏が、市内の高齢者及び障がい者の在宅福祉の向上、健康づくり、自立促進を積極的に支援することを主旨として寄付された基金です。

1. 助成対象団体

宇和島市内に活動拠点をもち、障がい者の自立促進を目的とする団体。
(当事者団体、ボランティア団体、関係福祉団体など)

2. 助成対象事業・活動

障がい児・者の社会参加促進を目的とする活動に対して助成します。

- (1)地域で草の根的に取り組む活動
- (2)ネットワーク構築のための活動
- (3)ニーズに即した支援方法を検討する研究活動

※次の各号いずれかに該当するものは助成の対象としません。

- ①営利目的の活動
- ②活動拠点が宇和島ではない活動
- ③宗教的または政治的宣伝意図を有する活動
- ④公序良俗に反する活動
- ⑤同一事業において他の助成を受けているもの

3. 助成金額

1団体10万円を上限とし、なおかつ事業に係る経費の3/4以内とします。

4. 助成対象期間

2026年4月1日～2027年3月31日(令和8年度)の間に実施する活動が対象。

5. 助成金の使途内訳

活動に必要な会議費、研修費、備品購入費、PR資料作成経費など運営全般に係る経費です。

※人件費、飲食費、会員の研修旅費等は対象になりません。(別添「支出項目の説明」参照)

審査・選考

◇助成の審査は以下の基準に基づいて本会の定める審査会で行ない、可否については3月末までに文書にてお知らせします。

[選考基準]

1. 障がい児・者の福祉向上につながる効果的で質の高い活動であるか。
2. 今後様々な活動に広がる可能性があり、発展させようとする工夫があるか。
3. 申請団体の一般経費を補うものではないか。 など

助成の実施

- (1)助成の対象となった団体は、内定通知に基づき、交付申請書(様式第4号)を提出していただきます。
- (2)助成を受けた団体は、本会が指定する方法で、「佐々木福祉振興基金」の助成を受けたことを活動の中で明示していただきます。
- (3)助成を受けた団体は、活動完了後1ヶ月以内に実績報告書(様式第6号)を本会へ提出していただきます。

応募方法

◇要望書(様式第1号-1)に必要事項を記入の上、宇和島市社協本所又は各支所までご持参ください。※要望書は、宇和島市社協本所及び各支所にあります。また、ホームページからもダウンロードできます。

◇募集期間:2025年12月1日(月)～2026年1月30日(金)

提出及び
お問合せ先

社会福祉法人 宇和島市社会福祉協議会
(地域福祉課)

【本 所】 〒798-0003 宇和島市住吉町 1-6-16
(宇和島市総合福祉センター内)
担当 吉田
TEL 23-3711 / FAX 24-7889

【吉田支所】 〒799-3703 宇和島市吉田町東小路甲 58-5
担当 小林
TEL 52-3166 / FAX 52-3189

【三間支所】 〒798-1113 宇和島市三間町迫目126
(三間保健福祉センター内)
担当 青木
TEL 58-1051 / FAX 58-1054

【津島支所】 〒798-3311 宇和島市津島町岩松甲471
(津島保健センター内)
担当 形山
TEL 20-8101 / FAX 32-1795